

養護教諭の指標

栄養教諭の指標

教員としての素養

教諭の指標と共通

養護教諭

栄養教諭

共通

	採用時の姿	ステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ, 指導教諭, 主幹教諭共通
京都市の教員としての自覚や使命感	<ul style="list-style-type: none"> 本市教育の理念である「一人一人の子どもを徹底的に大切にすること」に対する教育的愛情と教職に対する使命感や情熱をもっている。 本市教育の目指すべき方向について理解し、その実現に向け、取り組む意欲や姿勢がある。 子どもや保護者と信頼関係を築きながら、子どもと共に学び、共に成長していくこととする姿勢がある。 教員の職務内容の全体像や教員に課せられる服務上・身分上の義務を理解し、法令遵守を含め社会人として求められる倫理観をもっている。 人権尊重の精神をもち、子ども一人一人の人権や多様な価値観を尊重した教育活動の重要性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市教育の理念である「一人一人の子どもを徹底的に大切にすること」という子どもに対する教育的愛情と教職に対する使命感や情熱をもち、教育実践を進めることができる。 本市の目指す「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」の育成に向けた教育活動を推進できる。 法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに教育公務員としての使命を自覚し、子どもや保護者との信頼関係を築こうと努める。 社会の変化を意識し、広い視野と向上心をもって学び続けるとともに、幅広い教養や体験に基づいた指導力と豊かな人間性の涵養に努める。 人権に関する確かな理解と豊かな人権感覚をもち、子ども一人一人の個性・特性や多様な価値観を尊重した教育活動を進めることができる。 「見逃しのない観察」「手遅れのしない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人一人の子どもと向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。 子どもの命を守りきる教育活動・学校運営の徹底に向け、安全管理に対する自身の意識を高めるとともに組織的な取組を進めることができる。
連携・協働する力	<ul style="list-style-type: none"> 周囲と円滑なコミュニケーションを図ろうとし、多様な考え方を柔軟に受け入れ、謙虚に学び続ける意欲や姿勢がある。 課題発見に繋がる観察力やその解決に必要な情報を収集・分析し、幅広い知見を活用して解決する力を有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・幼稚園教育目標の実現に向け、子どもへの丁寧な見取りや教職員間の情報共有等から多角的に自校・園の課題を捉え、それを適切に分析し、解決に向けて取り組むことができる。 保護者や関係組織、地域との連携の重要性を理解し、「開かれた学校づくり」に向けて積極的に関わることができる。 多様な考え方を柔軟に受け入れ、謙虚に学ぶ姿勢を持ち、周囲と円滑なコミュニケーションを図ろうと努める。 多様な人材が活躍できる職場づくりに努めるとともに、「真のワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭、社会貢献の調和)」の視点も踏まえながら、学校における「働き方改革」を意識し職務を遂行することができる。
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが規範意識や人権意識を持って常に正しい判断ができるよう、適切に指導しようとする意欲や姿勢がある。 問題行動やいじめ等の課題に関する知識を有し、適切に指導するための具体的な方策について実地に学び、理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが、規範意識や人権意識を持って常に正しい判断をし、社会的資質や行動力を高めるように支援や指導ができる。 それぞれの特性や家庭背景等を踏まえて、一人一人を理解し、個や集団に応じた支援や指導ができる。 問題行動やいじめ等の課題に対して、正しく情報を共有し、関係機関を含め、組織的な対応をすることができる。
総合育成支援教育	<ul style="list-style-type: none"> 特性や背景を理解した上で、「困り」に対する適切な支援を行う重要性を認識するとともに具体的な支援の在り方について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の特性や背景を理解し、「困り」に対する適切な支援や合理的配慮を行うことができる。 就学前からの「就学支援シート」の活用や「個別の指導計画」の作成、緊密な校種間連携による確実な引き継ぎを行い、切れ目のない指導や支援を推進することができる。 多様な実態について校内の共通理解を図り、適切な支援のために保護者や関係機関等と連携することができる。

学校づくり

教諭の指標と共通

養護教諭

栄養教諭

共通

※指導教諭, 主幹教諭については, 教諭の指標を参照してください。

	採用時の姿	ステージⅠ (主に採用1~5年目) 教員としての基礎・基本の徹底を図る。	ステージⅡ (主に採用6~14年目) 学年や分掌等のチームリーダーとして学校運営に参画する。	ステージⅢ (主に採用15年目以上) 管理職等を補佐し, 学校運営において中心的な役割を担う。
参画と運営活性化	<ul style="list-style-type: none"> 「報告・連絡・相談」を徹底し、他の教職員と協調しながらチームとして仕事を進めることの大切さを理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 校務分掌や学校運営の仕組みを理解し、自分に課された校務分掌の仕事責任をもって果たすことができる。 チーム学校という考え方や保護者、地域等と連携することの意義を理解し、管理職や他の教職員に「報告・連絡・相談」をしながら教育活動の充実に取り組むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的に分掌間の連携や情報共有を図るとともに、分掌の要として、自校の課題解決に向けた取組を企画・調整することができる。 保護者・地域、他校種や関係機関との連携の意義をステージⅠの教員に伝え、また、自分自身がそうした連携に積極的に関わり、教育活動の充実に取り組むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 分掌主任に対する助言を行うとともに、自校園の課題を捉え、管理職や主幹教諭、指導教諭等と協働しながら、その解決に取り組むことができる。 保護者・地域、他校種や関係機関との連携において、管理職を補佐し、組織的に教育活動の充実に取り組むことができる。
OJTの推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育活動の推進のためには保護者や地域、関係機関との協働が重要であることを理解し、自身も積極的に関わろうとする意欲や姿勢がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校組織の一員としてOJTに関わり、自身の資質・指導力を高めることができる。 校外研修や研究会活動等で学んだことを積極的に同僚に伝えること等を通して、学校園の組織力の向上に貢献できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学年・学校全体へ視野を広げ、得意分野や専門性を活かし、ステージⅢの教員との連携やステージⅠの教員への指導、助言等を通して自身の資質・指導力を高めることができる。 教職員間で、課題や悩みに気付き、支え合える環境をつくるとともに、ステージⅠの教員を組織的に支援し、力を発揮できる組織づくりを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊富な経験を活かし、広い視野でOJTに関わり、ステージⅠ・Ⅱの教員への指導、助言等を通して自身の資質・指導力を高めることができる。 管理職等と連携・協働しながら、ステージⅠ・Ⅱの教員に対し、具体的に適切な助言を日常的に行い、OJTを通して専門的な知識や技能を伝え、学校園の組織力の向上に取り組むことができる。

養護教諭 専門領域

養護教諭

採用時の姿

- 子どものけがや病気、事故等への対応について、必要な知識と具体的な対処方法を理解している。
- 学校保健安全法や学習指導要領に基づく保健管理、保健教育に関する基本的な知識を有している。
- 健康相談や保健室経営の方法を理解している。

ステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ・指導教諭・主幹教諭共通

保健管理	<p>(健康診断)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の共通理解のもと健康診断を実施し、子どもの心身の健康問題を早期に発見して事後措置を適切に行うとともに、その結果を健康教育に活かすことができる。 <p>(救急処置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○症状の的確な見極めと総合的な判断をし、適切な対応ができる。 ○救急処置に関わる校内研修の企画運営に積極的に参画し、組織的な救急体制を整えることができる。 <p>(健康観察)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の目的や留意点について教職員の共通理解を図り、学校の実態に応じて組織的に進めることができる。 ○健康観察の結果を分析し、児童生徒の心身の健康問題の早期発見・早期対応に努めることができる。 <p>(疾病の管理と予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全教職員の共通理解のもと、保護者や主治医、学校医、地域の医療機関等と連携し、疾病にり患している子どもが安心して学校生活を送ることができるように支援ができる。 ○感染症の予防と発生時の対応について、教職員に周知を図り、迅速な措置を行うことができる。 <p>(環境衛生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校において健康的な学習環境を確保するために、定期検査、日常点検及び臨時検査を適切に実施し、結果を評価し、改善を図ることができる。
保健教育	○保健教育における養護教諭の役割を理解した上で、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を活かした保健教育を実施できる。
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの心身の健康問題に関して専門的な観点から、健康相談の必要性の判断や受診の必要性の判断を行い、健康相談と個別の保健指導を実施できる。 ○専門スタッフ(学校医やSC・SSW等)、地域の関係機関等との連携におけるコーディネーターの役割を果たすことができる。
保健室経営	○学校教育目標の具現化を図るため、子どもの健康課題を的確に捉え、立案された保健室経営計画のもと、保健室経営を行うことができる。
保健組織活動	○保健組織が主体的に活動できるよう、企画運営に参画し、内容の工夫や改善に努めることができる。

栄養教諭 専門領域

栄養教諭

採用時の姿

- 学習指導要領に基づく食に関する指導について、必要な知識や指導方法を理解している。
- 学校給食法や学校給食摂取基準に基づく栄養管理に関する基本的な知識を有している。
- 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理に関する基本的な知識を有している。

ステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ・指導教諭・主幹教諭共通

食に関する指導	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○管理職や学級担任をはじめとする全教職員が、子どもたちの健康の保持増進に向け健全な食生活の実現に取り組み、食育をより推進できるよう、コーディネーターの役割を果たすことができる。 ○子どもの実態を踏まえ、食に関する年間指導計画を作成することができる。
	給食時間における指導	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市の特色ある献立を通して、教科等で取り上げられた食品や学習したことについて確認させるとともに、知産知消や栄養的な特徴について指導することができる。 ○喫食状況から、児童生徒の個々の課題を的確に捉え、専門的な観点から摂食指導を行うことができる。
	教科等の指導	○学習指導要領を理解し、当該教科の目標や内容に沿った「食育の視点」を位置づけ、学級担任と連携し、食に関する指導を実施することができる。
給食管理	個別の相談指導	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの食に関する健康課題や栄養相談について専門知識を有し、食物アレルギー等の個々の状況に応じて、教職員へ周知を図るとともに、的確な対応ができる。 ○必要に応じて、保護者に対する助言等、専門性を活かした家庭への支援を行うことができる。
	栄養管理(献立作成)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食実施基準に基づき、本市の特色を理解した上で、献立作成ができる。 ○食事状況調査や残食調査等により実態を把握し、より適切な栄養管理を行うことができる。
	衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理責任者としての役割を理解した上で、作業工程表や作業動線図等を活用し、食品調理作業、施設設備等、衛生管理の徹底を図るとともに、日常的に評価・改革に努め、必要な場合は管理職に申し出るとともに、措置を講じることができる。 ○学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、専門的な立場から指導・助言を行うことができる。 ○食物アレルギーの原因食材を把握するとともに、除去工程を理解したうえで、衛生管理について指導・助言を行うことができる。

管理職の指標

観点		職種	
		副校長・教頭	校園長
資質・識見	使命感・責任感	<p>学校(幼稚園)教育目標の実現に向け、校・園長と共に学校(幼稚園)経営に参画するとともに、責任をもって教職員の職務を的確に統括する。</p>	<p>学校・幼稚園の最高責任者として学校(幼稚園)教育目標の実現に向け、その方針を示すとともに、教職員を指導監督し、責任をもって学校・幼稚園を円滑かつ確実に経営する。</p>
	自己職能開発	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや保護者をはじめとする地域社会から信頼され、教職員直属の上司である教頭としての自覚と責任の下、教育の充実を図ることができる。 ○労働安全衛生に留意するとともに、真のワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、学校における「働き方改革」を意識した学校運営を進めることができる。 ○法令遵守の風土の醸成に向け、教職員個々の課題や悩みを把握し、適切な指導や助言を行うとともに、組織として力を十分に発揮できる職場づくりに向けて校園長に進言できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや保護者をはじめとする地域社会から信頼される校園の最高責任者として、困難な課題に果敢に挑み続け、指導監督下の教職員に対しては、指導しきる胆力をもって常に対処することができる。 ○教頭と共に労働安全衛生に留意するとともに、真のワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、学校における「働き方改革」を意識した学校運営を進めることができる。 ○法令遵守の風土の醸成に向け、教頭と連携し、教職員への適切な指導や助言を通じて、士気の高揚に努め、組織として力を十分に発揮できる職場づくりを推進できる。
	人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> ○国や本市の施策をはじめ、公教育を取り巻く状況等の情報を幅広く収集し、対応策の検討や教職員への指示、指導等を行うことができる。 ○学校経営の中核を担う者として求められる能力の向上に絶えず努め、率先して学び続ける教職員の範となる姿を示すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国や本市の施策をはじめ、公教育を取り巻く状況等の情報を幅広く収集し、対応策の検討や教職員への指示、指導等を行うことができる。 ○校園長として求められる能力の向上に絶えず努め、率先して学び続ける教職員の範となる姿を示すことができる。
	リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ○校園長の経営方針の具現化に向け、校園長を補佐し、教職員組織をまとめあげ、指導・助言を行うとともに、確実な進行管理の下、教育活動を推進できる。 ○校園長の教育ビジョンや方針に対し、先を見据えた提案を行う等、校園長に進言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校園経営の最高責任者として、ゆるぎない自校園の教育ビジョンの下、教職員への的確な指示や指導を行うことができる。 ○時節を捉えた先見性、大局観に基づく計画と実践を行うとともに、将来を見据えた教職員の大胆な企画や取組を推奨し、実現を図ることができる。
	資質・識見	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員・子ども・保護者等の一人一人を大切にされた学校経営に向け、校園長を補佐し、校内体制の整備等を進めることができる。 ○豊かな人権感覚を備え、本市が掲げる人権教育の4つの視点を踏まえ、教職員や子どもの範となるよう、自身の意識の向上と周囲への率先した情報発信に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員・子ども・保護者等の一人一人を大切にされた学校経営に向け、教職員を総括し、校内体制の整備等を進めることができる。 ○豊かな人権感覚を備え、本市が掲げる人権教育の4つの視点を踏まえ、教職員や子どもの範となるよう、自身の意識の向上と周囲への率先した情報発信に努める。

観点		副校長・教頭	校長
学校・幼稚園経営	課題把握とビジョンの設定	○学校経営上の課題を把握し、校長の意思決定において補佐するとともに、校長が示す教育ビジョンや方針が全校的な実践に繋がるよう企画調整をすることができる。	○今日的な教育課題や本市方針、学校園・地域等の実態等を総合的に勘案したうえ、中・長期の教育ビジョンのもとで学校経営方針を策定することができる。
	学校教育活動の充実と推進	○校長を補佐し、自校園の教育課程を編成するとともに、教職員がカリキュラム・マネジメントの視点で教育活動を推進できるよう、連携・協働体制を構築することができる。	○自校園の課題を明らかにし、校務分掌や予算編成など学校運営の要素も踏まえ、学校教育目標の達成に必要な教育課程を組織的に編成することができる。 ○教科間・学年間の関連や校種間の連携を意識した系統的教育課程の編成・実施等により、学びの連続性を踏まえた教育活動の充実を図ることができる。
	組織づくり・環境整備	○子どもが高い意欲をもって安心して学ぶことのできる学校・園環境の整備・充実に向け、校長等との連携の下、適正に業務を進めることができる。 ○校園内の情報共有の促進や教職員の学校経営への参画の推進等を図り、学校教育目標の達成に向けた組織づくりを進めることができる。 ○業務の改善(会議・研修の効率化等)を校長に進言し、組織的に取り組むことができる。	○子どもが高い意欲をもって安心して学ぶことのできる学校・園環境の整備・充実に向け、教頭や教職員へ適切な指示を行いながら、組織的な取組を推進することができる。 ○教職員一人一人のよさと課題を把握し、若年・女性教職員の積極的な登用等、適材適所の業務分担を行うとともに、限られた時間の中で最大の成果を得るための業務改善を図ることができる。
	人材育成	○教職員個々の適性や能力、キャリアプランを把握し、的確な助言を行うとともにOJTの推進等、人材発掘・育成に向けた取組を推進することができる。	○教職員個々の適性や能力、キャリアプランを踏まえ、校務分掌を勘案する等により、職能開発と中長期的なキャリアアップの視点から、人材育成を進めることができる。 ○教頭や主幹・指導教諭、教務主任などに学校経営への積極的な参画を促し、次世代を担う人材の育成を進めることができる。
	外部との連携	○保護者や地域、関係機関等へ学校教育活動全般にわたり理解が得られるよう、情報収集を的確に行う等、円滑な対応で信頼関係を構築できる。 ○自校園の教育課程編成について、学校・家庭・地域の役割分担を明確にして保護者をはじめとする地域社会に発信し、「社会に開かれた教育課程」の実現に努める。	○保護者や地域、関係機関等へ学校教育活動全般にわたり理解が得られるよう情報収集・発信するとともに、共に課題や行動を共有する等により、信頼関係づくりを率先して行うことができる。 ○学校運営協議会をはじめ保護者、地域等様々な学校支援の取組を効果的に組み合わせ、「社会に開かれた教育課程」を実現することができる。
	危機管理	○危機管理体制を把握し、学校全体を見渡し迅速で適切な情報収集・周知を行う等により校長に進言し、危機の未然防止策を講じることができる。 ○危機発生時等の不測の事態には教職員への的確な指示及び校長との報告・連絡・相談を迅速に行い、事態の収拾に適切にあたることができる。	○危機管理体制を把握し、教頭をはじめ校務の中核をなす分掌担当者を総括し、危機の未然防止策を講じることができる。 ○危機発生時等の不測の事態には、的確かつ先見性のある判断を行うとともに、校内組織と関係諸機関との調整を迅速に図り、収束まで粘り強い対応を行うことができる。

(幼)採用1年目教員研修

講座・研修会名	月 日	時間帯			内 容	備 考 (合同実施する研修会等)	講座・研修会の指標
		午前	午後	夜間			
★採用1年目教員研修会	4月1日(月)	*			教職員としての心構え 指導計画・保育・子育て支援	全校種・職種共通	教諭 - 素養 - 自覚や使命感
	4月10日(水)		*		幼児理解①(健康・安全教育・食育) 学級経営①	小・栄養教諭 と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学級経営, 教諭 - 学校 - 学校運営
	5月8日(水)		*		幼児理解②(総合育成支援教育) 学級経営②	小・養護教員・栄養教諭 と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 総育
	5月30日(木)		*		研究保育と協議①		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	6月11日(火)		*		小学校における示範授業	小と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月24日(水)		*		エピソードをもとにした事例研修 宿泊研修に向けて	「宿泊研修に向けて」のみ 小・養護教員・栄養教諭 事務職員・事務局職員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月30日(火)	*	*	宿泊	宿泊研修 (野外教育活動体験・班別協議)	小・養護教員・栄養教諭 事務職員・事務局職員 と合同実施	教諭 - 素養 - 連携・協働 教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月31日(水)	*	*				
	8月30日(金)		*		人権教育	小・養護教員・栄養教諭 と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学級経営
	9月13日(金)		*		示範保育と研究協議	中堅・若年教員研修会 と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	9月25日(水)		*		教育相談	小・栄養教諭 と合同実施	教諭 - 素養 - 自覚や使命感, 教諭 - 授業・学級 - 学級経営
	12月5日(木)		*		研究保育と協議②		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	2月12日(水)		*		研修のまとめ		教諭 - 素養 - 自覚や使命感

(小)採用1年目教員研修

講座・研修会名	月 日	時間帯			内 容	備 考 (合同実施する研修会等)	講座・研修会の指標
		午前	午後	夜間			
★採用1年目教員研修会	4月1日(月)	*			教職員としての心構え	全校種・職種共通	教諭 - 素養 - 自覚や使命感
	4月10日(水)		*		児童理解①(健康・安全教育・食育)・学級経営①	幼・栄養教諭・拠点校指導教員 と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学級経営 教諭 - 学校 - 学校運営
	5月8日(水)		*		児童理解②(総合育成支援教育)・学習指導①・ 研究会紹介	幼・養護教員・栄養教諭 拠点校指導教員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 総育
	5月22日(水)		*		児童理解③(生徒指導・情報モラル)		教諭 - 授業・学級 - 生徒指導
	6月11日(火)		*		学習指導②(示範授業①)	幼と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	6月28日(金)		*		学習指導③(示範授業②)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月24日(水)		*		学習指導④(指導案作成) 宿泊研修に向けて	「宿泊研修に向けて」のみ 幼・養護教員・栄養教諭・ 事務職員・事務局職員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月26日(金)	*	*		体育学習の進め方と実技研修 (午前もしくは午後の半日受講)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月30日(火)	*	*	宿 泊	宿泊研修(学級経営②学習指導⑤) (野外教育活動体験・班別協議)	幼・養護教員・栄養教諭・ 事務職員・事務局職員 と合同実施	教諭 - 素養 - 連携・協働 教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月31日(水)	*	*				
	8月30日(金)		*		児童理解④(人権教育)	幼・養護教員・栄養教諭 と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学級経営
	9月25日(水)		*		学級経営③(教育相談)	幼・栄養教諭 と合同実施	教諭 - 素養 - 自覚や使命感 教諭 - 授業・学級 - 学級経営
	10月9日(水)		*		学習指導⑥(特別の教科 道徳)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	10月30日(水)		*		学習指導⑦(外国語活動・英語)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	11月27日(水)		*		学習指導⑧(授業研修)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
2月12日(水)		*		研修のまとめ	拠点校指導教員 と合同実施	教諭 - 素養 - 自覚や使命感	

(中)採用1年目教員研修

講座・研修会名	月 日	時間帯			内 容	備 考 (合同実施する研修会等)	講座・研修会の指標
		午前	午後	夜間			
★採用1年目教員研修会	4月1日(月)	*			教職員としての心構え	全校種・職種共通	教諭 - 素養 - 自覚や使命感
	4月17日(水)		*		教育課程(総則・総合的な学習の時間・特別活動の趣旨とねらい)	拠点校指導教員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	5月~7月		*		道徳の時間(示範授業・研究協議)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	5月~7月		*		教科研究①(示範授業・研究協議)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	5月10日(金)		*		学習指導案の意義と授業での評価の見取り	拠点校指導教員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	5月21日(火)		*		道徳における学習指導要領の趣旨とねらい	拠点校指導教員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	6月12日(水)		*		教育相談(カウンセリング)	養護教員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 生徒指導
	7月~8月	*	*		教科別夏季研修講座		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月5日(金)		*		道徳の時間の意義と進め方 (指導案の作成とワークショップ)	拠点校指導教員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月29日(月)	*	*		授業の設計と施工 講義及び演習		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月30日(火)	*	*				
	7月31日(水)	*					
	8月27日(火)		*		生徒指導の理論と実践協議		教諭 - 授業・学級 - 生徒指導
	9月~12月		*		教科研究②(研究授業・研究協議)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	9月~2月		*		教科研究③(研究授業・研究協議)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	9月10日(火)		*		総合育成支援教育	拠点校指導教員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 総育
	11月6日(水)		*		人権教育	養護教員と合同実施	教諭 - 素養 - 自覚や使命感
	2月5日(水)		*		学級経営及び研修のまとめ	拠点校指導教員と合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学級経営

(高)採用1年目教員研修

講座・研修会名	月 日	時間帯			内 容	備 考 (合同実施する研修会等)	講座・研修会の指標
		午前	午後	夜間			
★採用1年目教員研修会	4月1日(月)	*			教員としての心構え 高等学校教育の特色と現状	全校種・職種共通	教諭 - 素養 - 自覚や使命感
	4月19日(金)		*		学習指導と評価①		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	5月17日(金)		*		社会人としてのマナー		教諭 - 素養 - 自覚や使命感
	5月～7月		—		研究授業・研究協議等①		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	5月～12月		—		研究授業・研究協議等②		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	6月～3月		—		「教科指導講座」等または 「スキルアップ講座」から一つ	選択制	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	6月7日(金)		*		教育相談(カウンセリング)		教諭 - 授業・学級 - 生徒指導
	6月21日(金)		*		生徒指導・生徒理解		教諭 - 授業・学級 - 生徒指導
	7月～12月		—		研究授業・研究協議等③		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月5日(金)		*		特別活動		教諭 - 授業・学級 - 学級経営
	8月2日(金)		*		「教師力向上講座」 キャリア教育 学習指導と評価② 学校マネジメント基礎(自校分析等)		教諭 - 学校 - 学校運営
	8月5日(月)		*				
	8月6日(火)		*				
	8月7日(水)		*				
	9月～2月		—		研究授業・研究協議等④		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	9月13日(金)		*		情報教育		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	11月29日(金)		*		人権教育		教諭 - 授業・学級 - 学級経営
	12月		*		総合育成支援教育(見学研修)		教諭 - 授業・学級 - 総育
	1月31日(金)		*		学習指導と評価③		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
2月21日(金)		*		研修のまとめ		教諭 - 素養 - 自覚や使命感	

(総)採用1年目教員研修

講座・研修会名	月 日	時間帯			内 容	備 考 (合同実施する研修会等)	講座・研修会の指標
		午前	午後	夜間			
★採用1年目教員研修会	4月1日(月)	*			教職員としての心構え 障害のある子どもの教育と支援	全校種・職種共通	教諭 - 素養 - 自覚や使命感
	4月	—			障害のある子どもの教育課程	各校で研修映像視聴及び協議	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	4月	—			個別の包括支援プランの理念と作成	各校で研修映像視聴及び協議	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	4月～6月		*		総合支援学校におけるセンター機能	各校で実施	教諭 - 素養 - 連携・協働
	4月～6月		*		障害のある子どもの指導と支援	各校で実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	5月～7月		*		示範授業	採用3年目教員研修会と 合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月	—			学習指導案の作成と授業づくり	各校で研修映像視聴及び協議	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	7月26日(金)	*	*		発達の理論に基づくアセスメント		教諭 - 授業・学級 - 総育
	8月7日(水)		*		子どもの教育的ニーズに応じた指導 環境設定と支援の在り方		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	8月22日(木)		*		キャリア教育の視点に基づく 授業づくり		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	10月～12月		*		代表者授業①		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	10月～12月		*		代表者授業②		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
	1月8日(水)		*		保護者支援と連携の在り方		教諭 - 素養 - 連携・協働
	2月21日(金)		*		研修のまとめ		教諭 - 素養 - 自覚や使命感

採用5年目教員研修会

講座・研修会名	対 象		月 日	時間帯			内 容	講座・研修会の指 標
	校 種	小学校対象者		午 前	午 後	夜 間		
★採用5年目教員研修会 〔小学校〕	小	採用5年目教員	6月7日(金)		*		「若手教員のリーダーとしてできること・すべきこと」 実践発表とグループ協議	教諭-学校 -OJTの推進
			7月2日(火)		*		「若手教員のリーダーとしての英語指導力向上」 実践的ワークショップ	教諭-授業・学級 -学習指導
			9月20日(金)		*		「若手教員のリーダーとしての総合育成支援教育」 実践発表とグループ協議	教諭-授業・学級 -総育
			10月23日(水)		*		「若手教員のリーダーとしての生徒指導の理論と実践」 講義とグループ協議	教諭-授業・学級 -生徒指導
★採用5年目教員研修会 〔中学校〕	中	採用5年目教員	5月～3月			—	採用2・3年目授業研修のサポート	教諭-授業・学級 -学習指導 教諭-学校 -OJTの推進
			5月～2月			—	教科研修への選択参加(2回)	教諭-授業・学級 -学習指導
			5月14日(火)		*		採用5年目教員研修会の意義・進め方	教諭-授業・学級 -学習指導 教諭-学校 -OJTの推進
			7月～12月			—	道徳科の代表者授業研修	教諭-授業・学級 -学習指導
			2月28日(金)		*		採用5年目教員研修会のまとめと ミドルリーダーとしての意識の向上	教諭-授業・学級 -学級経営
★採用5年目教員研修会 〔高等学校〕	高	採用5年目教員	5月9日(木)		*		学習指導と評価	教諭-授業・学級 -学習指導
			8月1日(木)	*	*		高校教育実践講座①	教諭-学校 -学校運営
			10月10日(木)		*		教師力向上講座	教諭-学校 -学校運営
			5月～2月			—	研究授業・研究協議 (個別研究テーマに基づいて計画)	教諭-授業・学級 -学習指導
			7月～3月 または 12月23日(月)			—	「教科指導講座」等または 「高校教育実践講座②」から選択	教諭-授業・学級 -学習指導
★採用5年目教員研修会 〔総合支援学校〕		総	採用5年目教員	12月4日(水)		*	若手教員のリーダーとしてできること・ すべきこと	教諭-学校 -OJTの推進

(小・総) 採用 10 年目 教員 研修

- ① 研修Aとして、必修研修(5日)及び選択研修(4日)、計9日間受講するものとする。(研修Bは別途15日間受講)
- ② 選択研修については、研修対象者の能力・適性等に応じ決定する。

選択区分	講座・研修会名	日数	月 日	時間帯			内 容	備 考	講座・研修会の31年度指標
				午前	午後	夜間			
必修	★採用10年目教員研修会	1	5月7日(火)		*		服務規律の確保とコンプライアンスの徹底	全校種・職種共通	教諭 - 素養 - 自覚や使命感
		1	6月21日(金)		*		生徒指導上の諸問題とその対応		教諭 - 授業・学級 - 生徒指導
		1	8月28日(水)		*		学校組織マネジメント	養護教員と合同実施	教諭 - 学校 - 学校運営
		1	10月1日(火)		*		LD等発達障害のある子どもの指導・支援について		教諭 - 授業・学級 - 総育
		1	11月5日(火) または 11月12日(火)		*		代表者授業		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
選択	課題別研修会等	4	5月～2月		—		総合教育センター等で実施する課題別研修、大学・民間等の公開講座、企業派遣研修の受講、全国・近畿研究大会への参加や他都市先進校視察等	—	

(中・総) 採用 10 年目 教員 研修

- ① 研修Aとして、必修研修(6日)及び選択研修(3日)、計9日間受講するものとする。(研修Bは別途15日間受講)
- ② 選択研修については、研修対象者の能力・適性等に応じ決定する。

選択区分	講座・研修会名	日数	月 日	時間帯			内 容	備 考	講座・研修会の指標
				午前	午後	夜間			
必修	★採用10年目教員研修会	1	5月7日(火)		*		服務規律の確保とコンプライアンスの徹底	全校種・職種共通	教諭 - 素養 - 自覚や使命感
		1	6月～2月		*		代表者授業・授業研究(各教科等)		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
		1	6月26日(水)		*		LD等発達障害のある子どもの指導・支援について		教諭 - 授業・学級 - 総育
		1	8月26日(月)		*		学校組織マネジメント	養護教員と合同実施	教諭 - 学校 - 学校運営
		1	1月17日(金)		*		生徒指導におけるミドルリーダーの役割		教諭 - 授業・学級 - 生徒指導
		1	2月4日(火)		*		OJTの実践発表 学校経営への参画に向けて		教諭 - 学校 - OJTの推進
選択	課題別研修会等	3	5月～2月		—		総合教育センター等で実施する課題別研修、大学・民間等の公開講座、企業派遣研修の受講、全国・近畿研究大会への参加や他都市先進校視察等	—	

(高・総) 採用 10 年目 教員 研修

① 校外研修として、必修研修(8日)及び選択研修(2日)、計10日間受講するものとする。(校内研修は別途15日間受講)

② 選択研修については、研修対象者の能力・適性等に応じ決定する。

選択区分	講座・研修会名	日数	月 日	時間帯			内 容	備 考	講座・研修会の 31年度指標
				午前	午後	夜間			
必修	★採用10年目教員研修会	1	5月7日(火)		*		服務規律の確保と コンプライアンスの徹底	全校種・職種共通	教諭 - 素養 - 自覚や使命感
		1	6月～2月	—			研究授業・研究協議		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
		1	7月～3月	—			教科指導法	「教科指導講座」等と 合同実施	教諭 - 授業・学級 - 学習指導
		1	6月14日(金)		*		課題研究①研究計画		教諭 - 授業・学級 - 学習指導 教諭 - 学校 - 学校運営
		1	8月1日(木)	*	*		高校教育実践講座①	採用5年目教員研修会、 ミドルリーダー養成講座② と合同実施	教諭 - 学校 - 学校運営
		1	10月15日(火)		*		キャリア教育		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
		1	11月7日(木)		*		教師力向上講座		教諭 - 学校 - 学校運営
		1	2月7日(金)		*		課題研究②研究成果の発表		教諭 - 授業・学級 - 学習指導
選択	課題別研修会等	2	5月～2月	—			総合教育センター等で実施する課題別研修、 大学・民間等の公開講座、企業派遣研修の受講、 全国・近畿研究大会への参加や他都市先進校視察等		—

学校・園における「京都市教員等の資質の向上に関する指標」の活用状況等について
(学校・幼稚園約20校へのアンケートより)

1 総合教育センターの研修について、指標を意識した、育成したい資質・指導力が明確になっていると感じるかどうか。

評価点：「研修の案内に指標を踏まえた目的や対象、指標が明確になっている」
「指標と研修計画との関連が詳細に示されている」
「特に年次別研修は育成したい資質・指導力が明確になっている」等
改善点：「研修の案内に指標が触れられているが、あっても具体的でないことが多い」
「実施する側はある程度明確になっているが、研修受講者は指標をあまり意識していなかったり、指標自体を十分に理解していない」等

2 総合教育センター実施の経験年次別研修における、指標に基づいた「振り返りシート」や「評価票」による教員の自己評価や校長評価は、教員の資質・指導力向上に役立っているかどうか。

評価点：「求められる資質・指導力を確認する“客観的な枠組み”として活用できる」
「教員は求められる資質・指導力を具体的に知り、目指す姿をイメージでき、校長は評価する中でそれぞれの教員への助言を具体的にできる」等
改善点：「一定役に立っているが、自己評価は自己の課題をみつめるだけではなく、自分のしてきたこと（積み上げ）をチェック機能も必要であると考えているため、単に「課題チェック」になってしまっている部分もある。」等

3 教職員との面談等における指標の具体的な活用例

- ・年度初めの目標設定の際に、指標を参考にするよう助言している。
- ・「指標」をもとに、キャリアステージに応じて話し込み、自分のステージを自覚するよう働きかけ、その上で、各教員が実際に何ができるのかを、教員同士で考える雰囲気づくりに努めている。
- ・初任者及びステージⅠの教員には、教員自身の「なりたい先生」につなげることができるよう指標をもとに話をする。ステージⅡの教員には、ステージⅢだけでなくその次のステージを強く意識してもらい、それが「なりたい姿」となるように丁寧な面談をすすめている。
- ・経験年数に応じたそれぞれの教員が、今後どのような学級経営の位置づけにあるのか、学級経営や学習指導に求められているのか、その方向性、学校の中での位置づけや期待を示す際の参考にしている。

4 校園内研修における指標の具体的な活用例

- ・ステージごとにグループを作り、ワークショップ形式で、学校教育目標実現に向けた方策と課題について指標をもとに考える研修を行った。
- ・学校教育目標、その学校教育目標を達成するためのさらに具体化した目標を策定する際に指標を参考にし、教職員にも指標を参照しながら説明した。
- ・「学校教育の重点」や「ブラッシュアップ研修」の折に、指標についても言及している。
- ・校内若手研修会で「採用時の姿・ステージⅠ」と現時点での自分の姿を比較させ、今後目指している「ステージⅡ・Ⅲ」の姿から目標や課題を設定する。
- ・校内研修においてグループを構成する際、それぞれに求められる指標を生かしながら活動ができるよう、ステージⅠとⅢの教員を意図的に配置し、ステージⅠが話し合いのイニシアティブを取り、ステージⅢが助言や指導を行うようにしたが、教員が指標を認識しながら行っているわけではないので、指標を十分に生かしていない。
- ・管理職等が指標を意識して校内研修を企画・立案しているが、教員に指標を意識させるまでには至っていない。

【京都市教員等の資質の向上に関する指標 高等学校の留意事項 追記案】

【高等学校】

○社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けることのできる，初等中等教育最後の教育機関であることを認識し，一人一人の個性と特長を見据えながら，生徒の成長段階に応じた適切なキャリア教育を展開することができる。

○教科に関する造詣や専門性を常に磨くとともに，市立高等学校全体を見通した，多様な生徒層に応じた指導ができるよう研鑽し，勤務校の教育目標や生徒の特性を十分に理解した教育活動を実践することができる。

教諭の指標

教員としての素養

	採用時の姿	ステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ, 指導教諭, 主幹教諭共通
京都市の自覚や使命感としての教員としての	<ul style="list-style-type: none"> 〇本市教育の理念である「一人一人の子どもを徹底的に大切にすること」という子どもに対する教育的愛情と教職に対する使命感や情熱をもって。 〇本市教育の目指すべき方向について理解し、その実現に向け、取り組む意欲や姿勢がある。 〇子どもや保護者と信頼関係を築きながら、子どもと共に学び、共に成長していこうとする姿勢がある。 〇教員の職務内容の全体像や教員に課せられる服務上・身分上の義務を理解し、法令遵守を含め社会人として求められる倫理観をもって。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇本市教育の理念である「一人一人の子どもを徹底的に大切にすること」という子どもに対する教育的愛情と教職に対する使命感や情熱に裏打ちされた教育実践を進めることができる。 〇本市の目指す「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」の育成に向けた教育活動を推進できる。 〇法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに教育公務員としての使命を自覚し、子どもや保護者との信頼関係を築こうと努める。 〇社会の変化を意識し、広い視野と向上心をもって学び続けるとともに、幅広い教養や体験に基づいた指導力と豊かな人間性の涵養に努める。 〇人権に関する確かな理解と豊かな人権感覚をもち、子ども一人一人の個性・特性や多様な価値観を尊重した教育活動を進めることができる。 〇「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人一人の子どもと向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。 〇子どもの命を守りきる教育活動・学校運営の徹底に向け、安全管理に対する自身の意識を高めるとともに組織的な取組を進めることができる。
連携・協働する力	<ul style="list-style-type: none"> 〇人権尊重の精神をもち、子ども一人一人の人権や多様な価値観を尊重した教育活動の重要性を理解している。 〇周囲と円滑なコミュニケーションを図ろうとし、多様な考え方を柔軟に受け入れ、謙虚に学び続ける意欲や姿勢がある。 〇課題発見に繋がる観察力やその解決に必要な情報を収集・分析し、幅広い知見を活用して解決する力を有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇学校・幼稚園教育目標の実現に向け、子どもへの丁寧な見取りや教職員間の情報共有等から多角的に自校・園の課題を捉え、それを適切に分析し、解決に向けて取り組むことができる。 〇保護者や関係組織、地域との連携の重要性を理解し、「開かれた学校づくり」に向けて積極的に関わることができる。 〇多様な考え方を柔軟に受け入れ、謙虚に学ぶ姿勢を持ち、周囲と円滑なコミュニケーションを図ろうと努める。 〇多様な人材が活躍できる職場づくりに努めるとともに、「真のワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭、社会貢献の調和)」の視点も踏まえながら、学校における「働き方改革」を意識し職務を遂行することができる。

【留意事項(p7 学習指導関連事項)】

学習指導に関する校種、職務別の資質・指導力

【幼稚園】

- 〇幼児一人一人の遊びの志向性の理解と具体的な行動の予想に基づき、幼児の主体的な活動を促す教育環境の構成と一人一人に願いをもって援助をすることができる。
- 〇「安心・安定」、「自己発揮」、「協同性」を軸にした幼児期の発達過程を見通し、「子どもが夢中になって遊び込む」保育を目指すことができる。

【総合支援学校】

- 〇三者の願い(本人・保護者・指導者)に基づいた「個別の包括支援プラン」を作成し、計画的な授業を実施、評価・改善することができる。
- 〇「個別の包括支援プラン」に基づく、保護者、関係機関等と連携したケース検討を実践することができる。

【育成学級担任】

- 〇一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」を作成し、交流及び共同学習等の計画的な授業実践・学習評価を行うことができる。
- 〇子どもの自立と社会参加を目指し、校内での共通理解や幼小、小中、中高といった学校間段階の円滑な接続等、学びの連続性を重視した教育を実施することができる。

【通級指導教室担当教員】

- 〇一人一人の子どもの適切な実態把握を行い、「個別の指導計画」の作成に積極的に参画し、それに基づく、自立活動の指導・学習評価を行うことができる。
- 〇子どもの自立と社会参加を目指し、在籍学級担任や学年との連携、学校間段階の円滑な接続等、学びの連続性を重視した教育を実施することができる。

【高等学校】

- 〇社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けることのできる、初等中等教育最後の教育機関であることを認識し、一人一人の個性と特長を見据えながら、成長段階に応じた適切なキャリア教育を展開することができる。
- 〇教科に関する造詣や専門性を常に磨くとともに、市立高等学校全体を見通した、多様な生徒層に応じた指導ができるよう研鑽し、勤務校の教育目標や生徒の特性を十分に理解した教育活動を実践することができる。

学校づくり

	採用時の姿	ステージⅠ (主に採用1～5年目) 教員としての基礎・基本の徹底を図る。	ステージⅡ (主に採用6～14年目) 学年や分掌等のチームリーダーとして学校運営に参画する。	ステージⅢ (主に採用15年目以上) 管理職等を補佐し、学校運営において中心的な役割を担う。
参画校と運営性への	<ul style="list-style-type: none"> 〇「報告・連絡・相談」を徹底し、他の教職員と協調しながらチームとして仕事を進めることの大切さを理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇校務分掌や学校運営の仕組みを理解し、自分に課された校務分掌の仕事に責任をもって果たすことができる。 〇チーム学校という考え方や保護者、地域等と連携することの意義を理解し、管理職や他の教職員に「報告・連絡・相談」をしながら教育活動の充実に取り組むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇効率的に分掌間の連携や情報共有を図るとともに、分掌の要として、自校園の課題解決に向けた取組を企画・調整することができる。 〇保護者・地域、他校種や関係機関との連携の意義をステージⅠの教員に伝え、また、自分自身がそうした連携に積極的に関わり、教育活動の充実に取り組むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇分掌主任に対する助言を行うとともに自校園の課題を捉え、管理職や主幹教諭、指導教諭等と協働しながら、その解決に取り組むことができる。 〇保護者・地域、他校種や関係機関との連携において、管理職を補佐し、組織的に教育活動の充実に取り組むことができる。
OJTの推進	<ul style="list-style-type: none"> 〇学校教育活動の推進のためには保護者や地域、関係機関との協働が重要であることを理解し、自身も積極的に関わろうとする意欲や姿勢がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇学校組織の一員としてOJTに関わり、自身の資質・指導力を高めることができる。 〇校外研修や研究会活動等で学んだことを積極的に同僚に伝えること等を通して、学校園の組織力の向上に貢献できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇学年・学校全体へ視野を広げ、得意分野や専門性を活かし、ステージⅢの教員との連携やステージⅠの教員への指導、助言等を通して自身の資質・指導力を高めることができる。 〇教職員間で、課題や悩みに気付き、支え合える環境をつくることともに、ステージⅠの教員を組織的に支援し、力を発揮できる組織づくりを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇豊富な経験を活かし、広い視野でOJTに関わり、ステージⅠ・Ⅱの教員への指導、助言等を通して自身の資質・指導力を高めることができる。 〇管理職等と連携・協働しながら、ステージⅠ・Ⅱの教員に対し、具体的に適切な助言を日常的に行い、OJTを通して専門的な知識や技能を伝え、学校園の組織力の向上に取り組むことができる。

ステージⅠ

ステージⅡ

ステージⅢ

指導教諭・主幹教諭

・学習指導、生徒指導等の教育活動全般において採用前から習得してきた基礎的な知識や技能を活用し、組織の一員として職務が遂行できる。

・学習指導、生徒指導等の教育活動全般において実践的、専門的な知識や技能を習得、活用し、学年や分掌等のチームリーダーとして助言ができる。

・学習指導、生徒指導等の教育活動全般において、より高度な知識や技能を習得、活用し、学校全体の教育力の向上に向け、他の教職員へ助言ができる。

・学習指導、生徒指導等の教育活動全般において更なる深化を図り、熟練の知識や技能を活かし、他の教職員の模範となる取組を推進することができる。
・今日的な教育の動向や学校実態を踏まえ、豊かな学びに繋がる教材の開発や多様な指導方法を効果的に取り入れた授業実践を展開する等、学校全体の教育力の向上に貢献できる。

採用時の姿

ステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ、指導教諭、主幹教諭共通

<p>学習指導</p>	<p>○学習指導要領(幼稚園教育要領)を理解し、それを踏まえて指導計画、学習指導案を作成し、指導、評価ができる指導技術を身に付けている。</p> <p>○校種間連携や教科間連携の重要性を認識するとともに、ICT機器の活用、学校図書館の利活用等により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業(保育)を改善する意欲をもっている。</p>	<p>○学習指導要領(幼稚園教育要領)、京都市指導計画を基盤として、子どものよさや可能性を最大限に伸ばす指導と評価を充実させながら、「わかる喜びと学ぶ楽しさ」が実感できる授業(保育)を展開することができる。</p> <p>○教科間連携、校種間連携の重要性を理解し、「カリキュラム・マネジメント」を踏まえた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業(保育)改善を進めることができる。</p> <p>○お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、そのよさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかりと身につけていく「しなやかな道德教育」の実践を組織的、計画的に推進することができる。</p> <p>○国際化、情報化がさらに進展する社会を見据えて、子どもたちの情報活用能力や社会への関心を高めるために、ICT機器や学校図書館の利活用等を進めることができる</p> <p>○社会的・職業的自立の基盤となる「基礎的・汎用的能力」(下記注参照)を育成するために、子どもの発達を踏まえ、地域社会と連携・協働しながら、教育活動全体を通じて、生き方探究教育を進めることができる。</p> <p>※幼稚園、総合支援学校、育成学級担任、通級指導教室担当者、高等学校については(留意事項【学習指導に関する校種、職務別の資質・指導力】p6)も参照。</p>
<p>学級経営</p>	<p>○多様性を大切にしながら、子ども一人一人が生き生きとした学校生活を過ごすことのできる学級風土を築こうとする意欲や姿勢がある。</p> <p>○特性や背景を理解し、子ども一人一人を大切にすることの重要性とそのための具体的な方策について実地に学び、理解している。</p>	<p>○特性や背景を理解し、子ども一人一人を大切にすることの教育理念を具現化しようとする。</p> <p>○多様性を大切にし、子ども一人一人が自己肯定感や自己有用感を高めながら、互いを認め合う学級を築くことができる。</p>
<p>生徒指導</p>	<p>○子どもが規範意識や人権意識を持って常に正しい判断ができるよう、適切に指導しようとする意欲や姿勢がある。</p> <p>○問題行動やいじめ等の課題に関する知識を有し、適切に指導するための具体的な方策について実地に学び、理解している。</p>	<p>○子どもが規範意識や人権意識を持って常に正しい判断をし、社会的資質や行動力を高めるように支援や指導ができる。</p> <p>○それぞれの特性や家庭背景等を踏まえて、一人一人を理解し、個や集団に応じた支援や指導ができる。</p> <p>○問題行動やいじめ等の課題に対して、正しく情報を共有し、関係機関を含め、組織的な対応をすることができる。</p> <p>【幼稚園】 幼児期が教師との信頼関係を支えられて、友達との関わりを深め、自己調整力や協調性、自尊心等といった、いわゆる非認知的能力を育む発達時期であることを理解し、個々に応じた援助をすることができる。</p>
<p>支援合教育</p>	<p>○特性や背景を理解した上で、「困り」に対する適切な支援を行う重要性を認識するとともに具体的な支援の在り方について理解している。</p>	<p>○一人一人の特性や背景を理解し、「困り」に対する適切な支援や合理的配慮を行うことができる。</p> <p>○就学前からの「就学支援シート」の活用や「個別の指導計画」の作成、緊密な校種間連携による確実な引き継ぎを行い、切れ目のない指導や支援を推進することができる。</p> <p>○多様な実態について校内の共通理解を図り、適切な支援のために保護者や関係機関等と連携することができる。</p>

(注)基礎的・汎用的能力

「京都市生き方探究(キャリア)教育スタンダード(平成28年3月)」の中で、生き方探究教育でつきたい力として示している「人とともに社会を生きる力」、「自分を知り、律する力」、「課題を見つけ、解決する力」、「夢や希望をつくりあげる力」を参照。

指導教諭	主幹教諭
<p>○学校教育目標の達成のため、高度な知識や豊富な経験を活かして的確に職務を遂行することができる。また、学校における人材育成と教育指導の充実の要として、率先して職務に主体的に取り組むことができる。</p> <p>○学校内、保護者、地域等との連携を図りながら校務を遂行するとともに、学校の課題把握に努め、その解決に向け、企画・計画・実施するなどして、学校運営への参画とその活性化に取り組むことができる。</p> <p>○子ども及び学校の状況や課題を把握した上で、適切かつ効果的な自校の教育指導計画に基づいた教育活動に取り組むことができる。また、指導の改善及び充実のために教諭その他の職員に対して必要な指導・助言を行うとともに、他の教職員や保護者・地域等と連携し、学校教育活動の充実と推進に向けて職務を進めることができる。</p>	<p>○学校教育目標の達成のため、教職員の職務の進ちょく管理を補助するとともに、高度な知識や豊富な経験を活かして的確に職務を遂行することができる。また、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、教職員の職務の総括に関し、責任を持つ的確に補助することができる。</p> <p>○学校内、保護者、地域等との連携を図りながら校務を遂行するとともに、学校の課題把握に努め、その解決に向け、企画・計画・実施するなど、学校の中核的な存在として、主体的に学校運営への参画とその活性化に取り組むことができる。</p> <p>○子ども及び学校の状況や課題を把握した上で、適切かつ効果的な自校の教育指導計画に基づいた教育活動に取り組むことができる。また、学校の中核的な存在として、他の教職員や保護者・地域等と連携し、学校教育活動の充実と推進に向けて職務を進めることができる。</p>
<p>○日常業務や公開授業等を通じて、他の教職員に適切な支援・指導・助言を行うとともに、円滑な職場運営を図ることができる。</p> <p>○子ども及び学校の状況や課題を把握した上で、より充実した教育活動を行うための自己研鑽・自己啓発に励み、能力開発と資質向上に取り組むことができる。</p> <p>○学校における人材育成の要として、校内研修の充実・活性化を図るため、教務主任、研究主任等を支援し、又は自らが企画運営を行うことができる。また、管理職や初任者指導教員等とともに指導方針・計画の立案に参画し、他の教員と連携しながら若年教員の育成を行うことができる。</p>	<p>○日常業務を通じて教職員に適切な支援・指導・助言を行うとともに、円滑な職場運営を図ることができる。</p> <p>○子ども及び学校の状況や課題を把握した上で、より充実した教育活動を行うための自己研鑽・自己啓発に励み、能力開発と資質向上に取り組むとともに、組織的な人材育成の取組に積極的に参画することができる。</p>

技術の進展に応じた教育の革新、
新時代に対応した高等学校改革について
(第十一次提言)

(抄)

令和元年5月17日

教育再生実行会議

とともに、国は、広域通信制高等学校における第三者評価の在り方の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上に向けた取組を推進する。

- 定時制・通信制課程は、夜間中学¹⁵を卒業した生徒の学びが継続される場ともなり得ることから、夜間中学との接続・連携を図る。

(4) 教師の養成・研修・免許の在り方

新高等学校学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進するとともに、生徒に Society5.0 を生きる上で必要となる力を身に付けさせるためには、教師の役割が何よりも重要です。

技術革新や社会の変化に伴う新たな学習指導に対応するとともに、地域や大学等との協働による実践的な教育を実現するためには、そのような質の高い学びをコーディネートする教師が担うべき役割の重要性が更に高まります。そのため、教師の養成・研修・免許の在り方について改革を進め、優秀な人材が教師を志し、意欲とやりがいを持って教壇に立てる環境を支えていくとともに、能力に応じた適切な評価をしていくことが求められます。また、時代の変化に適時適切に対応した教育を展開するためには、免許を有する教師だけでなく、高度な専門性を備えた外部人材を活用するという視点も重要です。

- 従来、教科ごとの教師のまとまりが強い高等学校において、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、ICT を活用した指導、特別な配慮が必要な生徒への対応、地域と連携した教育活動の実施などの全校的な教育課題に対応した教師の育成を進めるため、地方公共団体、高等学校は、校内研修を中核に据えた研修が継続的に実施されるよう校内研修担当リーダーを置くなどの研修実施体制を確実に構築する。また、国は、独立行政法人教職員支援機構においてこれらの課題に関する研修プログラムの開発や研修指導者の育成を図る取組を進める。
- 都道府県等は、教育公務員特例法の一部改正により平成 30 年度から導入された資質の向上に関する指標について、高等学校の校長などの管理職や教師の指標としてより一層適切なものとなるよう、例えば各学校種ごとに指標を記述するなど常に点検し見直しを図ることが重要である。また、独立行政法人教職員支援機構においては、各都道府県が定めた指標についての情報を収集・分析するとともに、必要に応じ各都道府県に助言や情報提供を行う。

¹⁵ 正式名称は中学校夜間学級。地方公共団体が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のこと。平成 31 年 4 月時点で 9 都府県 27 市区に 33 校が設置されている。

- 各高等学校においては、教育理念に基づき特色ある充実した教育を行っていきけるよう改革を進めていくことが必要であり、そのためには校長などの管理職のマネジメント力の向上が不可欠である。このため、地方公共団体は、地域の関係機関との連携等を含めた管理職を対象としたマネジメント研修の充実や登用の際にそのマネジメント能力等を適切に評価するなどの管理職登用方法の改善などの取組を進める。その際、将来管理職となる層を分厚く育成していくという視点も重要である。
- 生涯学び成長し続ける教師の育成のため、若手教師の育成を図ることが重要であり、地方公共団体及び高等学校は、初任者研修をはじめとした若手教師の研修の充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が円滑に行われるよう、ベテラン教師から若手教師への知識技能の伝承などの取組を進める。また、教員の指導の高度化の観点から、教員が在籍校での勤務を継続しながら大学院で学べるような柔軟な大学院教育を拡充する。
- 大学は、高等学校の教員養成の質向上に向けて、教職課程の情報公開や評価の充実を図るとともに、特に教職課程の教育内容を充実させるため、教職課程における学内の運営体制の整備、教育内容の充実や担当教師の資質・能力の向上、実施時期等を含めた教育実習の充実、教職課程に在籍する学生の知識・技能の定着状況をチェックするシステムの開発・普及を図る。
- 教職課程の教育内容を充実させるため、国は、教職に強い大学と教科に強い大学が共同して質の高い教員養成ができる仕組みを検討する。
- 国は、教職課程の教育内容が、教師に求められる知識・技能に常に対応し得るものになるよう、今後、学習指導要領の改訂等を踏まえ、教職課程に係る制度や内容の見直しを行うとともに、教職課程コアカリキュラムの改定、教職課程の認定、実施状況の評価等を通じて見直しの内容が確実に実施されるようにする。
- 社会が加速度的に変化する中で、学校において育成が求められる力も、それに即応して変化することを踏まえ、地方公共団体は、企業等において職業に関する高い技能や豊富な経験を有する者、ポストドクターなどの研究者、アスリートや芸術家をはじめとする多様な学校外の人材を、特別免許状や特別非常勤講師制度を用いて、教育現場において活用する取組を推進する。この際、学校外の人材に特別免許状を授与するに当たっては、教育現場における採用の時期を十分意識するとともに、当該人物の熱意や教師としての適性、また、採用後にできるだけ迅速かつ円滑に教師として活躍できるよう、例えば、特別免許状の授与を希望する者を対象とした教師塾やインターン

シップを実施し、教師としての適性や熱意を見極めるといった方法を検討する。また、国は、こうした取組を受けた各都道府県における学校外の人材の活用状況や都道府県ごとのばらつきを把握し、優れた事例等の周知等を図ることにより制度の活用を促す。

- 地方公共団体は、教育理念に基づき、校長が特色ある教育活動を積極的に推進している場合には、その在職期間の長期化を図るなど、人事異動の在り方を再点検する。
- 国は、出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者など、教員免許状を有する多様な人材が必要な時に適切に免許更新ができるようにするため、放送・通信・インターネットによる更新講習の開設を促進し、受講しやすい環境を整備するとともに、更新講習の受講者の負担軽減を考慮し、都道府県教育委員会等が実施する研修と更新講習を兼ねて実施する取組等を促進する。
- 国、地方公共団体及び学校は、教師が研修等を通じて自ら学び成長する時間を確保するためにも、各教師の勤務実態を適切に把握するとともに、学校における業務について不要不急のものを廃止縮小するなどの業務改善を積極的に行うなどして、教師の業務負担の軽減を含む学校における働き方改革を進める。

(5) 地域や大学等との連携の在り方

高等学校が、地域と協働して地域そのものを学びの対象とすることにより、その魅力を高めていくことは、実践を通じた学びの選択肢の創出と地方創生の双方に資するものであり、全国でも取組の成果が報告されています。地域を分厚く支える人材の育成に向け、地域との協働を進めていくことが必要です。

また、生徒に高度かつ多様な教育機会を提供することにより、個々の能力を最大限に引き出し、社会を牽引する人材の育成を図る観点から、大学等との連携を進めていくことが必要です。

さらに、高等学校を卒業して就職した者が、生涯を通じてその業績や能力を適正に評価され、処遇されるような社会の実現が望まれます。

- 国は、新高等学校学習指導要領を踏まえた探究的な学習活動を推進する観点から、高等学校が、市町村、産業界、高等教育機関、社会教育施設等と協働して地域課題の解決等を通じた学びを実現する取組を推進する。